

新型コロナウイルス感染症予防対策の徹底について

令和2年12月2日
公益社団法人全日本トラック協会
引越部会

厚生労働省の報告では、新型コロナウイルスの新規感染者数は本年11月以降増加傾向が強まり、2週間で2倍を超えて伸長し、過去最多の水準となった。地域によってはすでに急速に感染拡大が見られており、このままの状況が続けば、医療提供体制と公衆衛生体制に重大な影響を生じるおそれがある。

引越部会では、こうした状況をふまえ、全日本トラック協会が策定した「トラックにおける新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」等に基づいて、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に確実に取り組むこととした。

引越業務では標準引越運送約款に基づき、お客様宅への訪問見積りや引越作業を行うため、次の事項についても併せて取り組むことにより、予防対策の徹底を図ることとする。

1. お客様の自宅等を訪問する場合は、インターホンやドア越しに、対面の許可を得たうえで面会する。
2. お客様と対面する場合は直前に手指を消毒し、マスクやフェイスシールド着用を徹底する。可能であれば、お客様にもマスク等を提供し、着用を求める。また、なるべく向い合せや至近距離にならないよう、注意する。
3. マスクやフェイスシールドを外した後は、手洗い、手指の消毒を徹底する。
4. 営業地域の感染状況や自治体の要請等に注意し、必要に応じて対応を検討する。